

独立行政法人制度の主な仕組み

業務の質・効率性の向上、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図るべく、以下の仕組みが独立行政法人通則法に規定されている。

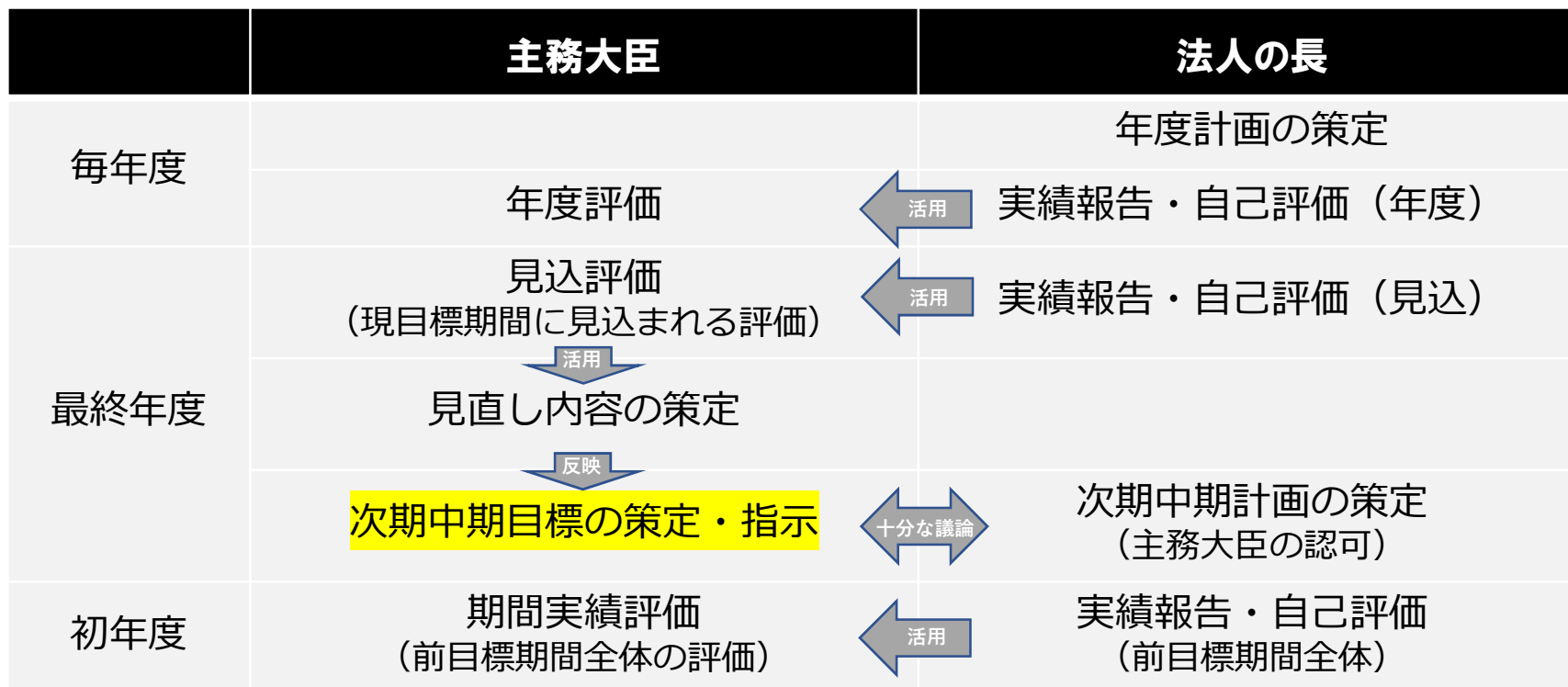
主務大臣の役割： 中期目標策定・中期計画認可、評価、見直し内容*

ミッションの付与

*見直し内容 中期目標期間の最終年度に、見込評価で抽出された課題や社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の業務・組織全般について検討したもの

法人の長の役割： 中期計画策定、実績報告・自己評価

ミッションの実現



これらのプロセスをすべて公表し、総務省独立行政法人評価制度委員会はこのプロセスを点検(必要に応じて意見)

評価等のスケジュール

(見直し法人)

- | | |
|--------|---|
| 12月上旬 | 総務省より、次期中期目標等提出のための事務連絡発出 |
| 12月12日 | 有識者会議(第2回)を開催
(法人ヒアリング、中期目標案・中期計画案の検討) |
| ~1月10日 | 総務省並びに財務省へ次期目標(時点版)を提出し、協議開始 |
| 1月28日 | 独立行政法人評価制度委員会(目標案に対する中間報告) |
| ~2月14日 | 総務省に対しての目標案諮問
(公文による手続き、目標案決定文章を委員会へ通知) |
| 2月15日 | 独立行政法人評価制度委員会(目標案に対する意見決定) |
| ~2月末 | 財務省に対して目標案諮問(公文による手続き)
文部科学大臣による中期目標の策定・法人への指示
所管法人より中期計画案の認可申請 |
| ~3月末 | 主務大臣による中長期計画認可
所管法人による、年度計画・業務方法書の提出 |
| 4月1日 | 新中期目標・計画のスタート |